

議第223号

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に承継させる権利について

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に承継させる権利（地方自治法第237条第1項に規定する財産に限る。）を次のように定める。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

建物

名 称	所 在 地	延 べ 床 面 積 (平方メートル)
京 都 市 産 業 技 術 研 究 所	京都市下京区中堂寺栗田町90番地及び91番地	10,939.78

提案理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に承継させる権利を定める必要があるので提案する。